

埼玉県介護職員等永年勤続表彰概要

1 目的

県内の介護施設等に勤務する介護職員等であって、多年にわたり職務に精励したものを知事が表彰することにより、当該職員を慰労するとともに他の介護職員等の勤務意欲を高め、もって介護職員等の定着率の向上を図ることを目的とする。

2 表彰の種類及び基準

(1) 勤続10年表彰

介護施設等に勤務した期間が、通算して10年以上（原則10年に達した年度に推薦）

※「通算して10年以上20年未満の者」の推薦も可

(2) 勤続20年表彰

介護施設等に勤務した期間が、通算して20年以上（原則20年に達した年度に推薦）

※「通算して20年以上の者全員」の推薦も可

3 表彰対象者

県内の介護施設等に勤務する介護職員等（介護施設等に勤務する全ての職員）

例) 介護職員、事務員、看護師、管理栄養士、調理師等

※ 常勤職員又は常勤職員に準ずる職員（週30時間以上勤務する者）

4 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、表彰を受けることができない。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は禁錮以上の刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）
- (2) その他表彰することが適当でないと認められる者

5 基準日

勤続期間の計算は、10月1日現在を基準として行う。

6 表彰候補者の推薦

表彰対象者があるときは、当該職員が勤務する介護施設等の長が推薦する。